

宝塚ホテル移転対策委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 宝塚ホテルの移転に伴う行政課題及びその対応策について検討を行うため、宝塚市都市経営会議設置規程（平成15年訓令第26号）第6条第1項の規定に基づき、宝塚ホテル移転対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）新たな宝塚ホテルの建設及び現宝塚ホテル移転後の跡地利用に係る行政課題の調査及び研究並びに対応策の検討
- （2）前号に掲げるもののほか、宝塚ホテル移転に関し必要な事項

（組織等）

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長には理事を、副会長には技監をもって充てる。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の委員の出席については、委員が指名する職員の代理出席を認めるものとする。この場合において、代理出席した職員は、前項の委員とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（部会）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会長が指名する者をもって組織する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、政策推進課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
理事
技監
企画経営部長
行財政改革担当部長
都市安全部長
都市整備部長
産業文化部長
教育委員会管理部長
教育委員会社会教育部長

○宝塚市都市経営会議設置規程（抜粋）

（小委員会及び検討会の設置）

第6条 市長は、都市経営会議において更に詳細な調査検討を加える必要があると認める事項については、小委員会を設置し、調査検討させることができる。

2 市長は、事前に専門的な検討を要すると認める事項については、都市経営会議に諮った上で検討会を設置し、検討研究させることができる。

3 小委員会の委員は、都市経営会議の委員のうちから市長が指名する。

4 検討会の委員は、職員のうちから市長が指名する。

（平20訓令14・旧第10条繰上）

